平成２６年（フ）第２１号
熊本市東区長嶺東５丁目６番38―202号
破産者　有限会社笹井園芸
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
岩手県北上市村崎野５地割４―４、旧住所岩手県北上市鬼柳町笊渕51番地１
破産者　ドリンクラビット株式会社
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第３４号
東京都西東京市田無町３丁目９番７―201号
破産者　富永　隆雄
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１号
神奈川県横須賀市二葉１丁目14番１―110号
破産者　株式会社清旬
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３０７号
新潟市東区江南６丁目１番地７
破産者　有限会社新星流通サービス
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
新潟県南魚沼市六日町1993番地
破産者　有限会社上村印刷所
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
石川県加賀市山中温泉菅谷町ハ73番地１
破産者　株式会社百峰閣
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２６４号
静岡県浜松市中区高丘西２丁目31番４号
破産者　株式会社Ｅ―ＶｉｓｉｏｎＥｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
愛知県岡崎市六名東町12番地15　六東苑103、前住所愛知県岡崎市石神町６番地１　アトリオ石神103
破産者　山下　俊之
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
三重県津市河芸町一色1287番地の１
破産者　有限会社西口工房
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２４号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目10番48号
破産者　株式会社エムワールド
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目13番12号
破産者　有限会社カワムラ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９６号
広島県福山市南蔵王町４丁目５番７―1202号
破産者　株式会社ミッションパワー
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０６号
香川県仲多度郡琴平町612番地
破産者　株式会社すし駒旅館
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１７号
香川県丸亀市西本町１丁目７番29号
破産者　有限会社ライフサポート
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１８号
香川県三豊市三野町下高瀬2195番地２
破産者　石井　　修
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４６号
愛媛県喜多郡内子町大字内子甲1440番地９
破産者　有限会社こうだ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第２号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東15番２号
破産者　有限会社ＬｉｆｅＷｏｒｋ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２３号
埼玉県深谷市東大沼219番地12
再生債務者　下岡　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月３日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再イ）第６７７号
東京都町田市木曽東２―11―37―305
再生債務者　中山富美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１１０号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―504号
再生債務者　手塚慎太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１１１号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―504号
再生債務者　手塚めぐみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月10日
さいたま地方裁判所第３民事部